

# 平成30年度「こうべ男女いきいき事業所」応募用紙

記入日：平成 30 年 月 日

## 1. 応募または推薦する事業所

(フリガナ) 事業所名		(フリガナ) 代表者名	
所在地	〒		
電話番号		FAX 番号	
業種	該当する業種に○をつけてください。 A 農業、林業 B 漁業 C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業 F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く） T 分類不能の産業		
従業員数	人	女性	人（内パート・アルバイト 人）
		男性	人（内パート・アルバイト 人）
該当する取組に○をつけてください。（複数回答可） 1 就業の場における男女平等の推進への取組（女性の管理職への積極的な登用など） 2 仕事と家庭の両立を支援するための取組など、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進する取組（育児休業の奨励、多様な働き方ができる制度の導入など） 3 その他、男女がともに働きやすい職場づくりへのユニークな取組 （具体的に：			

- (注) 1 事業所の概要が分かるパンフレット等や取組内容がわかるもの（規則や規定、実績等の資料）がありましたら添付してください。  
 2 応募事業所には、別途、男女共同参画の取組状況についての質問票（後日送付）の記入をお願いします。

## 2. 応募者または推薦者

自薦、他薦のいずれか該当する方に記入してください。

自薦（事業者又はその従業員による応募）

応募者 (記入者)	氏名	所属 (課名など)
	電話番号	E-mail

他薦（経済団体・労働団体等による推薦）

推薦団体	団体名		
	所在地		
	担当者	氏名	職名
		電話番号	E-mail

神戸市広報印刷物登録 平成30年度第114号（広報印刷物規格B-1類）



平成30年度

# こうべ男女いきいき事業所 募集!

みんながいきいきと働くために  
 あなたが働く事業所では、  
 こんな取り組みをしていませんか？

女性（男性）の参加・参画が少ない分野で、就業の場における  
 男女共同参画の推進に積極的な取り組み

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進する取り組み

男女がともに働きやすい職場づくりのためのユニークな取り組み

こうべ男女いきいき事業所が、神戸市総合評価落札方式において、  
 男女共同参画の取り組みとして評価項目の対象になりました。

神戸市は、男性も女性も、ともにいきいきと働きやすい  
 職場づくりに向けて積極的に取り組む事業所の裾野を  
 広げることを目指しています。  
 今年度も事業所を募集しますのでご応募ください!



「こうべ男女いきいき事業所」シンボルマーク



締め切り

平成30年 **6月29日(金)**

神戸市



## <平成30年度「こうべ男女いきいき事業所」募集の概要>

- 応募の対象** 神戸市内に所在する事業所（支店・支所）等  
※企業だけでなく、社会福祉法人・財団法人等の公益法人、協同組合、NPO、個人商店なども対象です。
- 応募方法** 自薦（事業者又はその勤務する従業員の方による応募）・他薦（経済団体、労働団体等による推薦）を問いません。  
裏面応募用紙に、事業所の概要、事業所の取り組み、応募者名又は推薦団体名等を記入し、下記の応募先まで送付してください。応募用紙は、市男女活躍勤労課のホームページからもダウンロードできます。

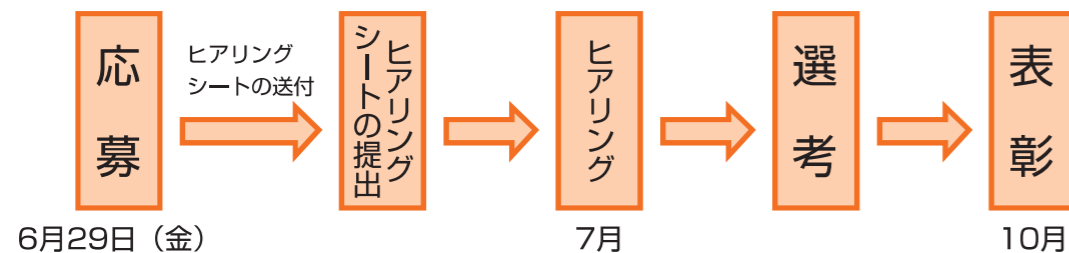
こうべ男女いきいき事業所



**応募期限** 平成30年6月29日（金） **必着**

**選考** 応募または推薦いただいた事業所について、選考委員会において選考を行い、平成30年度「こうべ男女いきいき事業所」として表彰し記念プレートを贈呈します。  
なお、選考にあたっては、労働基準法や育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法などが遵守されていることを確認するほか、事前に男女共同参画の取り組み状況等についてヒアリングさせていただきます。

### <表彰までの流れ>



**表彰** 10月の「こうべ男女共同参画推進月間」の企業セミナーで表彰し、取り組み内容を市民・事業者・学生のみなさんに広くPRする予定です。

- 評価の内容**
- 女性(男性)の参加・参画が少ない分野において、女性(男性)の能力開発や職域拡大に努めるなど、就業の場における男女平等の推進に積極的な取り組み  
[例] 女性の管理職への積極的な登用、女性の研修制度の実施など
  - 仕事と家庭の両立を支援するための工夫や努力など、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進する取り組み  
[例] 多様な働き方ができる制度の導入(短時間勤務や在宅勤務等)、育児休業の奨励、事業所内保育所の整備、育児・介護休業法の規定を上回る制度の整備、テレワークやサテライトオフィスの導入など
  - 男女がともに働きやすい職場づくりのためのユニークな取り組み  
[例] ノー残業デーの徹底、家庭・地域の日の設定、プレミアムフライデーの実施、職場全体でのセクハラ防止対策、働き方を変えるためのオフィス改善など

**特別利率の融資** 平成29年度から「こうべ男女いきいき事業所表彰」を受けた事業所は、日本政策金融公庫の特別貸付制度(働き方改革推進支援基金)の貸付対象に含まれることになりました。詳しくは、日本政策金融公庫 神戸支店の窓口までお問合せください。  
〈問合せ先〉 日本政策金融公庫 神戸支店 国民生活事業 TEL 078-341-4981  
中小企業事業 TEL 078-362-5961

**応募先及びお問合せ先** 神戸市市民参画推進局参画推進部男女活躍勤労課  
〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1  
TEL 078-322-5179 FAX 078-322-6033 e-mail danjyo@office.city.kobe.lg.jp

## <平成29年度表彰事業所 取り組み内容の紹介>

**あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 神戸市内事業所** 【金融・保険業 従業員数 252人】

女性の活躍として、全社的に仕事と家庭の両立支援やキャリア形成支援、男性管理職の意識改革に取り組んでいます。女性の出産・育児休業からの職場復帰に際しては、各自がライフスタイルにあった働き方を選択できるよう短時間勤務やシフト勤務制度などを導入しています。また、男性の育児休業取得にも積極的に取り組むなど、ワーク・ライフ・バランスの浸透を図っています。2017年8月「プラチナくるみん認定」取得済み。

**株式会社カワサキライフコーポレーション** 【不動産業・建設業・保険代理店業 従業員数 297人】

能力に応じた仕事の割振りや人事評価を実施しており、男女の区別することなく、必要に応じた階層別研修等を実施しています。また、年次有給休暇の未消化分を積立て、介護や本人の病気療養等に利用できる制度を備えています。年次有給休暇の取得奨励日や計画取得の制度化等休暇取得促進にも取り組んでいます。

**株式会社白川工芸社** 【建設業 従業員数 49人】

「建築職人の世界も働きやすい職場でなければ、働き手がなくなる」という考えから、安定した生活を実現するために職人を従業員としています。女性についても、積極的に採用して活躍の場を広げる取り組みを進めています。事務所の一部を暮らしに役立つ情報ステーション「またあした」として一般開放し、子どもの勉強や遊び場、地域の集まりの場となっています。

**タカヤマ株式会社** 【製造業 従業員数 40人】

主婦でも誰でも働きやすい職場にするために、子供の送り迎えに対応した勤務時間や学校行事のための休暇取得、子供や親の病気などの急な休みにも職場で対応するなど柔軟な働き方に取り組んでいます。その結果、主婦の方がパートから正社員、係長として働くようになっていきます。また、働きやすい職場づくりの実践として、一般事業主行動計画(次世代法)を2011年に策定しています。

**株式会社ヒットカンパニーリミテッド** 【旅行業 従業員数 19人】

男女の区別なく能力に応じた配置を行い、各階層別に研修や勉強会を開催し、コミュニケーション能力の強化や個々の能力開発等を実施しています。従業員の各々が目標を設定・管理し、年度末にプレゼンを行い全員参加による投票にて優秀者には賞を授与しています。中堅社員の勉強会にて残業を減らす働き方改革を自主的に取り組むこともしています。計画的に休暇を取得できるように年度当初にスケジュールを公表し、有給奨励日を設けたり、ノー残業日として「EARLY WEDNESDAY」制度を設けたりしています。

**公立大学法人兵庫県立大学** 【学術研究 従業員数 989人】

本部に男女共同参画推進室を設置し、県内各キャンパスに分室を置き体制を整えています。平成28年度には女性の副学長が誕生し、全学をあげて教員に対しての男女共同参画の取り組みを加速させています。また、出産・育児や介護等で研究活動に影響が出ないよう研究支援員を配置することで働きやすい職場づくりにも取り組んでいます。

**株式会社ベネスト** 【その他サービス業 従業員数 45人】

男女の区別なく社員のキャリアや技術向上に取り組んでいます。産休・育休を取得後、時短勤務中の女性社員をリーダーに登用するなど、女性活躍の実践に取り組んでいます。子育て社員の残業免除制度は男女ともに取得実績があり、仕事と家庭を両立しやすい環境に努めています。また、昨年度には介護セミナーを実施し、今後の課題にも準備を始めています。

**株式会社マルハン 神戸市内事業所** 【生活関連サービス業・娯楽業 従業員数 230人】

ダイバーシティ推進における、女性の活躍や仕事と家庭の両立に向けての取り組みが、従業員の定着・採用に繋がっています。具体的には、従業員が正しい知識を身に付けやすい風土を醸成するために「妊娠～育児の社内制度ガイドブック」を作成。妊娠した際には体調に合わせて産休以前から休暇を取れる独自制度「ハローベビー休暇」を導入。また、多様な働き方に対応するため地域社員制度の導入等を行っています。

- これまでの表彰事業所  
神戸市のホームページ及び「こうべ女性活躍応援ポータルサイト(W:SMILE)」に表彰事業所の取り組み内容の紹介を掲載しています。

こうべ男女いきいき事業所 W:SMILE で検索!